

## 秋田市屋外広告物条例第4条第1項第3号～第5号 禁止地域(文化財関係)

【旧】( ) : 告示済、( ) : 無告示

【新】(告示を廃止)

国指定文化財(条例第4条第1項第3号の規定によるもの)							
番号	種別	名称	所在地	指定年月日	告示年度	告示番号	変更内容
1	建造物	旧奈良家住宅	金足小泉字上前8	S40.5.29	H14	第37号	
2	建造物	嵯峨家住宅	太平目長崎字上目長崎217	S48.2.23	H14	第37号	
3	建造物	旧黒澤家住宅	榎山字石塚谷地297-99	H1.5.19	H14	第37号	
4	建造物	天徳寺	泉三嶽根10-1	H2.3.19	H14	第37号	
5	建造物	佐竹家霊屋	泉三嶽根地内	H2.3.19	H14	第37号	
6	建造物	藤倉水源地水道施設	山内字上台および大畑	H5.8.17	H14	第37号	
7	建造物	旧秋田銀行本店本館	大町三丁目3-21	H6.12.27	H14	第37号	
8	建造物	三浦家住宅	金足黒川字黒川178	H18.12.19	-	-	指定変更
9	史跡	平田篤胤墓	手形字大沢21-1	S9.5.1	H14	第37号	
10	史跡	秋田城跡	寺内地内ほか	S14.9.7	H14	第37号	
11	史跡	地蔵田遺跡	御所野地蔵田三丁目1-18ほか	H8.11.6	H14	第37号	
12	天然記念物	筑紫森岩脈	河辺三内字柳台	S13.4.9	-	-	市町合併(H17.1)
13	名勝	旧秋田藩主佐竹氏別邸(如斯亭)庭園	旭川南町86-1ほか	H19.2.6	-	-	追加(H23.2.7)
県指定文化財(条例第4条第1項第4号の規定によるもの)							
番号	種別	名称	所在地	指定年月日	告示年度	告示番号	変更内容
1	建造物	彌高神社	千秋公園1-16	S28.10.5	H14	第37号	
2	建造物	日吉八幡神社	八橋本町一丁目4-1	S61.3.25	H14	第37号	
	建造物	八幡秋田神社本殿			H14	第37号	焼失による指定解除(H17.1.9)
3	建造物	旧松倉家住宅	旭南二丁目7-29	H29.3.24	-	-	指定変更
4	史跡	如斯亭	旭川南町86-1ほか	S27.11.1	H14	第37号	
5	史跡	上代窯跡	上新城五十丁字小林地内	S28.10.5	H14	第37号	
6	史跡	万固山天徳寺	泉三嶽根10-1	S30.1.24	H14	第37号	
7	史跡	豊島館跡	河辺戸島字戸島館 河辺北野田高屋字薬師沢	H11.3.12	-	-	市町合併(H17.1)
8	史跡	菅江真澄墓	寺内大小路137	H26.3.25	-	-	指定変更
9	天然記念物	女湯湿原植物群落	金足小泉字女湯1	S62.3.17	H14	第37号	
市指定文化財(条例第4条第1項第5号の規定によるもの)							
番号	種別	名称	所在地	指定年月日	告示年度	告示番号	変更内容
1	建造物	石造り五重塔	八橋本町六丁目10-18	S37.4.9	H14	第37号	
2	建造物	新波神社本殿の腰組み細工基礎建築	雄和新波字樋口16	S63.9.6	-	-	市町合併(H17.1)
3	建造物	御物頭御番所	千秋公園1-7	H2.4.10	H14	第37号	
4	建造物	秋田聖救主教会聖堂	保戸野中町6-36	H2.4.10	H14	第37号	
	建造物	旧松倉家住宅	旭南二丁目7-29		-	-	市→県(H29.3.24)
5	建造物	補陀寺山門	山内字田中26	H6.3.4	H14	第37号	
6	建造物	旧金子家住宅	大町一丁目3-31	H9.10.22	H14	第37号	
7	建造物	補陀寺本堂	山内字田中26	H13.3.2	H14	第37号	
	建造物	三浦家住宅	金足黒川字黒川178		H16	第135号	市→国(H18.12.19)
8	建造物	藤倉神社宮殿	山内字藤倉8	H23.3.3	-	-	合併以降の指定
	史跡	菅江真澄墓	寺内大小路137		H14	第37号	市→県(H26.3.25)
9	史跡	全良寺官修墓地	八橋本町六丁目5-30	S41.3.30	H14	第37号	
10	史跡	栗田神社	新屋栗田町1-28	S43.3.26	H14	第37号	
11	史跡	黒川ロータリー式5号井	金足黒川字小草生津	S43.3.26	H14	第37号	
12	史跡	街道の松	雄和相川字銅屋地内	S44.10.14	-	-	市町合併(H17.1)
13	史跡	総墓	雄和平沢字水沢	S46.4.4	-	-	市町合併(H17.1)
14	史跡	大張野行在所跡	河辺大張野字道ノ下341-1	S54.5.10	-	-	市町合併(H17.1)
15	史跡	露月山廬書斎	雄和女米木字宝生口191	H16.9.21	-	-	市町合併(H17.1)
16	史跡	柳沢遺跡	手形山南町29-82 広面字柳沢29-2	H18.3.28	-	-	市町合併(H17.1)
17	天然記念物	高尾神社里宮の大杉	雄和女米木字猫沢77-1	S44.10.14	-	-	市町合併(H17.1)
18	天然記念物	旭さし木(けやき)	寺内大小路1-20	S48.3.14	H14	第37号	
19	天然記念物	柳田のけやき	柳田字佐渡端165 火結神社境内	S48.3.14	H14	第37号	
20	天然記念物	川口のいちよう	川元小川町1-30	S48.3.14	H14	第37号	
	天然記念物	綱掛の松	榎山登町11-18	S48.3.14	H14	第37号	倒木のため指定解除((H17.3.29)
21	天然記念物	八田の親杉	下浜八田字上台133	S48.3.14	H14	第37号	
22	天然記念物	りゅうきゅうつつじ	河辺岩見字鶴養51	S52.12.12	-	-	市町合併(H17.1)
23	天然記念物	いちい	河辺岩見字鶴養35	S52.12.12	-	-	市町合併(H17.1)
24	天然記念物	もみの木	河辺岩見字鶴養18	S56.2.5	-	-	市町合併(H17.1)
25	天然記念物	竹の花の一本杉	雄和新波字寺沢32-8	H4.4.23	-	-	市町合併(H17.1)
26	天然記念物	白幡の森	下浜名ヶ沢字曲田地内	H14.3.27	-	-	告示漏れ
27	天然記念物	待入堤の水草群落	金足高岡字井内沢57	H27.3.25	-	-	合併以降の指定
28	名勝	新波神社の境内	雄和新波字樋口16	S51.12.24	-	-	市町合併(H17.1)
29	名勝	千秋公園(久保田城跡)	千秋公園4-19ほか	H20.3.25	-	-	合併以降の指定

国指定文化財(条例第4条第1項第3号の規定によるもの)

文化財に指定された時点で、禁止地域となるため、告示不要

県指定文化財(条例第4条第1項第4号の規定によるもの)

文化財に指定された時点で、禁止地域となるため、告示不要

市指定文化財(条例第4条第1項第5号の規定によるもの)

文化財に指定された時点で、禁止地域となるため、告示不要

## 秋田市屋外広告物条例第4条第1項第7号、第8号、第11号 禁止地域(道路関係)

【旧】(  :変更箇所)

道路の区間(条例第4条第1項第7号の規定によるもの)					
番号	路線名	起点	終点	告示年度	告示番号
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナン山港北線に接する部分	天王町境	H14	第37号
2	主要地方道秋田八郎潟線	松原橋左岸	五城目町境	H14	第37号
3	仁別林道			H14	第37号
4	主要地方道秋田停車場線			H14	第37号
5	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線	H14	第37号
6	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線	H14	第37号
7	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間			H14	第37号
8	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間			H15	第155号
9	県道秋田御所野雄和線(自動車専用道路部分)	河辺戸島字大堤山20番5	雄和椿川字小友沢67番1	H17	第8号
		上北手御所野字雨池通5番58地先	河辺戸島字大堤山20番5	H23	第239号
10	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和平尾鳥字田ノ沢33番地先	H17	第8号
11	県道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点	H17	第8号
12	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	阿仁町境	H17	第8号
13	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川184	河辺岩見字繫沢国有林287林班ム小班	H17	第8号
14	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又119番1	西木村境	H17	第8号
道路から展望することができる地域(条例第4条第1項第8号の規定によるもの)(1)当該道路の路肩端から50メートル以内の区域					
番号	道路の路線名	起点	終点	告示年度	告示番号
1	主要地方道秋田停車場線			H14	第37号
2	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線	H14	第37号
3	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線	H14	第37号
道路から展望することができる地域(条例第4条第1項第8号の規定によるもの)(2)当該道路の路肩端から100メートル以内の区域					
番号	道路の路線名	起点	終点	告示年度	告示番号
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナン山港北線に接する部分	天王町境	H14	第37号
2	主要地方道秋田八郎潟線	松原橋左岸	五城目町境	H14	第37号
3	仁別林道			H14	第37号
4	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和平尾鳥字田ノ沢33番地先	H17	第8号
5	県道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点	H17	第8号
6	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	阿仁町境	H17	第8号
7	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川184	河辺岩見字繫沢国有林287林班ム小班	H17	第8号
8	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又119番1	西木村境	H17	第8号
道路から展望することができる地域(条例第4条第1項第8号の規定によるもの)(3)当該道路の路肩端から500メートル以内の区域					
番号	道路の路線名	起点	終点	告示年度	告示番号
1	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間			H14	第37号
2	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間			H15	第155号
3	県道秋田御所野雄和線(自動車専用道路部分)	河辺戸島字大堤山20番5	雄和椿川字小友沢67番1	H17	第8号
湖沼の付近の地域(条例第4条第1項第11号の規定によるもの)					
番号	名称	告示年度	告示番号		
1	秋田都市計画公園千秋公園(都市公園の区域を除く。)	H14	第37号		

【新】(  :変更箇所を含めた新たな告示)

道路の区間(条例第4条第1項第7号の規定によるもの)						
番号	路線名	起点	終点	変更内容	告示年度	告示番号
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナン山港北線に接する部分	湯上市境	市町合併	H30	第 号
2	主要地方道秋田八郎潟線	松原橋左岸	五城目町境			
3	仁別林道	仁別字吉ヶ沢63番2	仁別字務沢国有林18林班ワ小班	追記		
4	主要地方道秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反233番31(国道7号交点)	追記		
5	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線			
6	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線			
7	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間					
8	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間					
9	県道秋田御所野雄和線(自動車専用道路部分)	上北手御所野字雨池通5番58地先	雄和椿川字小友沢67番1	供用区間延伸		
10	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和椿川字小友沢67番1	訂正		
11	主要地方道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点	訂正		
12	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	北秋田市境	市町合併		
13	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川184	河辺岩見字繫沢国有林287林班ム小班			
14	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又119番1	仙北市境	市町村合併		
道路から展望することができる地域(条例第4条第1項第8号の規定によるもの)(1)当該道路の路肩端から50メートル以内の区域						
番号	道路の路線名	起点	終点	変更内容	告示年度	告示番号
1	主要地方道秋田停車場線	中通二丁目7番6	川尻町字大川反233番31(国道7号交点)	追記	H30	第 号
2	県道土崎港秋田線	通町橋下流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線			
3	主要地方道秋田岩見船岡線	五丁目橋上流端の延長線と交差する部分	主要地方道秋田停車場線			
道路から展望することができる地域(条例第4条第1項第8号の規定によるもの)(2)当該道路の路肩端から100メートル以内の区域						
番号	道路の路線名	起点	終点	変更内容	告示年度	告示番号
1	主要地方道秋田天王線	市道浜ナン山港北線に接する部分	湯上市境	市町合併	H30	第 号
2	主要地方道秋田八郎潟線	松原橋左岸	五城目町境			
3	仁別林道	仁別字吉ヶ沢63番2	仁別字務沢国有林18林班ワ小班	追記		
4	県道秋田御所野雄和線	河辺戸島字上野地先	雄和椿川字小友沢67番1	訂正		
5	主要地方道秋田空港線	雄和椿川字山籠48番3	県道秋田御所野雄和線との交点	訂正		
6	県道河辺阿仁線	河辺三内字財の神国有林44林班8小班	北秋田市境	市町合併		
7	市道岩見庄内線	河辺岩見字新川184	河辺岩見字繫沢国有林287林班ム小班			
8	市道神内大又2号線	河辺岩見字後又119番1	仙北市境	市町合併		
道路から展望することができる地域(条例第4条第1項第8号の規定によるもの)(3)当該道路の路肩端から500メートル以内の区域						
番号	道路の路線名	起点	終点	変更内容	告示年度	告示番号
1	高速自動車国道東北横断自動車道釜石秋田線の区間				H30	第 号
2	高速自動車国道日本海沿岸東北自動車道の区間					
3	県道秋田御所野雄和線(自動車専用道路部分)	上北手御所野字雨池通5番58地先	雄和椿川字小友沢67番1	供用区間延伸		
湖沼の付近の地域(条例第4条第1項第11号の規定によるもの)						
番号	名称	変更内容	告示年度	告示番号		
1	秋田都市計画公園千秋公園(都市公園の区域を除く。)		H30	第 号		